

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に搭載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 規 則	所管課（室）名
○長崎県温泉法施行細則の一部を改正する規則	自 然 環 境 課
◎ 告 示	
・有害図書類の指定	こ ども 未 来 課
・臨時種畜検査の実施	畜 産 課
・公示送達（5件）	林 政 課
・道路の区域の変更	道 路 維 持 課
・公有水面埋立ての竣功認可（2件）	港 湾 課
◎ 公 告	
・特定非営利活動法人の設立の認証申請（2件）	県 民 協 働 課
・肥料の登録	農 業 経 営 課
・換地計画の決定	農 村 整 備 課
・砂利採取業務主任者試験	監 理 課
◎ 選挙管理委員会告示	
・臨時地方書記室の設置	選挙管理委員会書記室
◎ 有明海自動車航送船組合告示	
・有明海自動車航送船組合議会の招集	有明海自動車航送船組合

規 則

長崎県温泉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 8月31日

長崎県知事 中村 法道

長崎県規則第32号

長崎県温泉法施行細則の一部を改正する規則

長崎県温泉法施行細則（平成14年長崎県規則第27号）の一部を次のように改正する。

様式第20号を次のように改める。

様式第20号（第2条関係）

温泉成分分析機関登録申請書

年 月 日

長崎県知事 様

申請者 住所

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

印

氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 (- -)

下記のとおり温泉成分分析機関の登録を受けたいので、温泉法第19条第2項の規定により申請します。

記

分析施設の名称 及び所在地	名 称	
	所 在 地	
温泉成分分析に使用する 器具、機械又は装置 の名称及び性能		
分析責任者の氏名		
温泉成分分析の業務に 関し分析責任者が 有する資格		
分析責任者の温泉成分 分析に関する経験 及び研究成果の概要		
その他参考と なるべき事項		

- 添付書類
1. 申請者が法人である場合には、その定款又は寄附行為及び登記事項証明書
 2. 申請者が個人である場合には、その住民票の写し
 3. 分析施設の見取図
 4. 温泉成分分析を適正かつ確実に実施するのに十分な経理的基礎を有することを証する書類
 5. 申請者が法第19条第4項各号に該当しない者であることを誓約する書面
 6. その他知事が必要と認める書類

備考 この様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、あて先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

附 則

この規則は、平成24年9月1日から施行する。

告 示

長崎県告示第764号

長崎県少年保護育成条例（昭和53年長崎県条例第17号）第4条第1項の規定により、有害図書類として、次のように指定する。

平成24年 8月31日

長崎県知事 中村 法道

種 類	書 名	発 行 所	指 定 理 由
1	オーパーツセックス	新書館	著しく少年の性的感情を刺激し、粗暴性若しくは残虐性を助長し、又は自殺若しくは犯罪を誘発し、その健全な育成を阻害するおそれがあると認められるため。
2	オーパーツセックス	新書館	
1	兄貴上等	リブレ出版	
2	兄貴上等	リブレ出版	
1	パーフェクト×××	海王社	
2	パーフェクト×××	海王社	
3	パーフェクト×××	海王社	
4	パーフェクト×××	海王社	
1	Punch↑	リブレ出版	
コミック	Mr.シークレットフロア ～小説家の戯れなひびき～	リブレ出版	
8月号	GOLD	リブレ出版	
コミック	カラダめあてで悪いか	大洋図書	
コミック	向日性のとびら	芳文社	
コミック	オオカミさんの発情理由	Frontier Works	
3	ラブホなお仕事	芳文社	
1	甘い生活 2nd season	集英社	
1	設定少女	白泉社	
コミック	パパのいうことを聞きなさい！！ 路上観察研究日誌	集英社	
NO. 590	BUBKA	コアマガジン	
1	当て屋の椿	白泉社	
2	当て屋の椿	白泉社	

3	当て屋の椿	白泉社
4	当て屋の椿	白泉社
5	当て屋の椿	白泉社
6	当て屋の椿	白泉社
15	職業・殺し屋。	白泉社
4	血まみれスケバンチェーンソー	enterbrain
単行本	最新版 世界の処刑と拷問	笠倉出版社
写真集	自転車少女	TOブックス

※ 上記の外、長崎県少年保護育成条例第4条第3項第1号に規定する「書籍又は雑誌で、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為を被写体とした写真又は描写した絵で規則で定める内容を有するものを掲載する紙面（表紙を含む。）のページ数が、当該書籍又は雑誌の総ページ数の3分の1以上を占めるもの」に該当するものは、有害図書類である。

長崎県告示第765号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定により、平成24年度第1回地方臨時種畜検査を次のとおり実施する。

平成24年 8月31日

長崎県知事 中村 法道

検査月日	場 所	
	市 町	位 置
9月21日	平戸市	長崎県肉用牛改良センター

長崎県告示第766号

指定施業要件変更予定保安林に関する通知（平成24年7月10日長崎県告示第673号）に係る森林所有者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を長崎市役所において掲示した。

なお、その要旨は次のとおりである。

平成24年 8月31日

長崎県知事 中村 法道

1 森林所有者

- (1) 住所 長崎市平山町1102・1103合併
氏名 小川 正昭
- (2) 住所 長崎市平山町1122
氏名 柴原 一義
- (3) 住所 長崎市平山町1126
氏名 柴原 輝雄
- (4) 住所 静岡県清水市三保1712
氏名 柴原 博
- (5) 住所 長崎市平山町1037
氏名 柴原 安助
- (6) 住所 長崎市平山町733・734合併

- 氏名 島下 光一
(7) 住所 長崎市平山町1158
氏名 陣内 貞次
(8) 住所 長崎市平山町841-3
氏名 陣内 祐三
(9) 住所 長崎市平山町658
氏名 山口 喜馬次
(10) 住所 長崎市小ヶ倉町2丁目398-17
氏名 山口 新司
(11) 住所 長崎市平山町348
氏名 山口 武吉
(12) 住所 長崎市平山町1366
氏名 山口 富貴
(13) 住所 長崎市平山町736
氏名 山口 フサヨ
(14) 住所 愛知県一宮市大和町馬引字東中境9
氏名 山口 光子
(15) 住所 長崎市平山町1119
氏名 山崎 近藏
(16) 住所 長崎市平山町1378
氏名 山崎 又一

2 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

- (1) 長崎市平山町1610の16
- (2) 長崎市平山町1610の15
- (3) 長崎市平山町1610の16
- (4) 長崎市平山町1610の13
- (5) 長崎市平山町1610の14
- (6) 長崎市平山町1610の16
- (7) 長崎市平山町1610の14
- (8) 長崎市平山町1610の12
- (9) 長崎市平山町1610の16
- (10) 長崎市平山町1610の13
- (11) 長崎市平山町1610の16
- (12) 長崎市平山町1610の16
- (13) 長崎市平山町1610の8
- (14) 長崎市平山町1610の8
- (15) 長崎市平山町1610の第3
- (16) 長崎市平山町1610の15

3 保安林として指定された目的

水源の涵養

4 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を県庁農林部林政課及び長崎市役所に備え置いて縦覧に供する。)

長崎県告示第767号

指定施業要件変更予定保安林に関する通知（平成24年7月10日長崎県告示第674号）に係る森林所有者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を長崎市役所において掲示した。

なお、その要旨は次のとおりである。

平成24年 8月31日

長崎県知事 中村 法道

1 森林所有者

- (1) 住所 長崎市田中町1807
氏名 泉田 清人
- (2) 住所 諫早市上大渡野町12-2
氏名 泉田 英樹
- (3) 住所 長崎市田中町1807
氏名 泉田 めぐみ
- (4) 住所 山形県山形市桜田西1丁目11-26
氏名 山崎 建夫

2 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

- (1) 長崎市田中町1711、1712の1、1712の3
- (2) 長崎市田中町1711、1712の1、1712の3
- (3) 長崎市田中町1711、1712の1、1712の3
- (4) 長崎市現川町2744から2746まで、2747のロ、又2751、2858、2881から2884まで

3 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

4 変更後の指定施業要件**(1) 立木の伐採の方法**

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

田中町1712の1（次の図に示す部分に限る。）、1712の3

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を県庁農林部林政課及び長崎市役所に備えて縦覧に供する。）

長崎県告示第768号

指定施業要件変更予定保安林に関する通知（平成24年7月13日長崎県告示第681号）に係る森林所有者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を長崎市役所において掲示した。

なお、その要旨は次のとおりである。

平成24年 8月31日

長崎県知事 中村 法道

1 森林所有者

- (1) 住所 栃木県宇都宮市下岡本町3752-9
氏名 長尾 昌彬
- (2) 住所 栃木県宇都宮市下岡本町3752-9
氏名 長尾 雅代
- (3) 住所 東京都町田市金井町3133
氏名 山口 厚子
- (4) 住所 東京都町田市金井町3133

氏名 山口 俊博

2 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

- (1) 長崎市筭浦町631の1
- (2) 長崎市筭浦町631の1
- (3) 長崎市筭浦町631の1
- (4) 長崎市筭浦町631の1

3 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

4 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を県庁農林部林政課及び長崎市役所に備え置いて縦覧に供する。)

長崎県告示第769号

指定施業要件変更予定保安林に関する通知（平成24年7月13日長崎県告示第682号）に係る森林所有者のうち、次の者については、所在が不分明なため、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を長崎市役所において掲示した。

なお、その要旨は次のとおりである。

平成24年 8月31日

長崎県知事 中村 法道

1 森林所有者

- (1) 住所 長崎市本河内2丁目21-34
氏名 小森 等
- (2) 住所 福岡市早良区原3丁目13-18
氏名 古屋 はつ子

2 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

- (1) 長崎市本河内2丁目167
- (2) 長崎市本河内2丁目165の1、165のロ

3 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

4 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を県庁農林部林政課及び長崎市役所に備え置いて縦覧に供する。)

長崎県告示第770号

指定施業要件変更予定保安林に関する通知（平成24年7月13日長崎県告示第683号）に係る森林所有者のうち、次の者については、所在が不分明なため、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を長崎市役所において掲示した。

なお、その要旨は次のとおりである。

平成24年 8月31日

長崎県知事 中村 法道

1 森林所有者

- (1) 住所 長崎市土井首町282県営住宅毛井首団地D棟404号
氏名 山口 千万人
- (2) 住所 長崎市愛宕町3丁目4-15
氏名 福地 ミヨ
- (3) 住所 長崎市本河内1丁目19-12
氏名 松尾 嘉市

2 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

- (1) 長崎市千々町1280、1281
- (2) 長崎市本河内4丁目2394
- (3) 長崎市本河内4丁目2153

3 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

4 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を県庁農林部林政課及び長崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

長崎県告示第771号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成24年 8月31日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 一般国道

路線名 202号

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
佐世保市針尾東町262番地先から 佐世保市針尾東町265番4地先まで	前	28.4~55.0	84.3	
	後	50.4~95.4	84.3	

長崎県告示第772号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての竣功を認可した。

なお、関係書類を次のとおり閲覧に供する。

平成24年 8月31日

江迎港港湾管理者 長崎県

代表者 長崎県知事 中村 法道

1 埋立ての竣功認可の年月日

平成24年 8月21日

2 竣功認可を受けた者の名称及び所在地並びに代表者の氏名及び住所

名 称 長崎県

所在地 長崎県長崎市江戸町 2 番13号

代表者の氏名 長崎県知事 中村 法道

代表者の住所 長崎県長崎市鳴見台 2 丁目23番15号

3 埋立区域

(1) 位置

長崎県佐世保市江迎町上川内免字抜の谷923番 3 に隣接する国道から927番 9 に至る地先

(2) 区域

省略（閲覧図書のとおり）

(3) 面積

1, 052. 02平方メートル

4 埋立地の用途

海岸保全施設用地

5 埋立ての免許の年月日及び番号

昭和60年 1 月10日

長崎県指令59港許第158号

6 閲覧場所

長崎県佐世保市八幡町 1 番10号

佐世保市役所

長崎県告示第773号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第 1 項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての竣功を認可した。

なお、関係書類を次のとおり閲覧に供する。

平成24年 8月31日

江迎港港湾管理者 長崎県

代表者 長崎県知事 中村 法道

1 埋立ての竣功認可の年月日

平成24年 8月21日

2 竣功認可を受けた者の名称及び所在地並びに代表者の氏名及び住所

名 称 長崎県

所在地 長崎県長崎市江戸町 2 番13号

代表者の氏名 長崎県知事 中村 法道

代表者の住所 長崎県長崎市鳴見台 2 丁目23番15号

3 埋立区域

(1) 位置

長崎県佐世保市江迎町上川内免字抜の谷927番 9 から字上屋敷973番21に隣接する国道に至る地先

(2) 区域

省略（閲覧図書のとおり）

(3) 面積

1, 280. 04平方メートル

4 埋立地の用途

海岸保全施設用地

5 埋立ての免許の年月日及び番号

昭和61年10月21日

長崎県指令61港許第81号

6 閲覧場所

長崎県佐世保市八幡町 1 番10号

佐世保市役所

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請（公告）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり設立の認証申請があったので、その関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成24年 8月31日

長崎県知事 中村 法道

1 申請事項

- 申請のあった年月日 平成24年 8月 2日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 名称 特定非営利活動法人 長崎ビジネスクラブ
 - 代表者の氏名 平島 学
 - 主たる事務所の所在地 長崎市栄町 6番 3号 三浦ビル 2階
 - 定款に記載された目的

この法人は、長崎県内の不特定の県民、中小企業、NPO、行政および関係諸団体に対して、協働活動が行えるよう、関係団体相互の協働促進のための交流活動、協働事業の提案などの中間支援組織としての事業を行い、新しい公共の実現に寄与することを目的とする。

2 縦覧の場所及び期間

- 縦覧の場所
長崎市江戸町 2番 13号 長崎県県民生活部 県民協働課
- 縦覧の期間 申請書を受理した日から 2月間

特定非営利活動法人の設立の認証申請（公告）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり設立の認証申請があったので、その関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成24年 8月31日

長崎県知事 中村 法道

1 申請事項

- 申請のあった年月日 平成24年 7月 27日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 名称 特定非営利活動法人 大野ランド
 - 代表者の氏名 野口 良弘
 - 主たる事務所の所在地 佐世保市桜木町711番地
 - 定款に記載された目的

この法人は、障害者及び高齢者に対して、社会の一員として地域の中で自らの意志でいきいきとした生活ができるよう、必要なサービス事業を行い、福祉の増進に寄与することを目的とする。

2 縦覧の場所及び期間

- 縦覧の場所
長崎市江戸町 2番 13号 長崎県県民生活部 県民協働課
佐世保市木場田町 3番 25号 県北振興局管理部企画振興課
- 縦覧の期間 申請書を受理した日から 2月間

肥料の登録（公告）

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条の規定により、次の肥料を登録した。

平成24年 8月31日

長崎県知事 中村 法道

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量	住所または所在地	氏名または名称	登録年月日	登録の有効期間
長崎県肥第658号	肉骨粉	大元肉骨粉612号	窒素全量 6.0% りん酸全量 12.0%	佐賀県佐賀市巨勢町東西276番地3	大日興産株式会社 代表取締役 大倉 一夫	平成24年 8月22日	平成24年 8月22日 から 平成30年 8月21日 まで

換地計画の決定（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（加津佐西部地区）につき換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、換地計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同法第89条の2で準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長崎県知事に異議申立てをすることができる。

また、同法第89条の2で準用する同法第87条第7項の規定による決定に不服がある者は、同法第89条の2で準用する同法第87条第10項の規定に基づき、長崎県（知事が被告の代表者となる。）を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に異議申立て決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成24年 8月31日

長崎県知事 中村 法道

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
加津佐西部地区換地計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成24年 8月31日から平成24年10月 1日まで
- 3 縦覧場所
南島原市役所有家庁舎

砂利採取業務主任者試験（公告）

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により、平成24年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

平成24年 8月31日

長崎県知事 中村 法道

- 1 試験の実施期日
平成24年11月 9日（金）午前10時から12時まで
- 2 試験の実施場所
長崎市元船町17番 1号
長崎県大波止ビル3階 3-A会議室
- 3 受験資格
制限なし
- 4 試験科目
 - (1) 砂利の採取に関する法令
 - (2) 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）
- 5 受験願書の提出期間及び提出先
平成24年10月12日から平成24年10月26日まで
長崎県土木部監理課（長崎市江戸町 2番13号）
- 6 受験手数料
8,000円（受験願書に長崎県収入証紙をはり付けて納付すること。）

